



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年7月26日（金） 第10218号

## 目次

ページ

### 告 示

○土壌汚染対策法による区域の指定の解除（環境保全課）	2
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	3
○同	3
○道路の供用開始（同）	4
○道路の区域変更（同）	4
○同	5
○道路の供用開始（同）	5

### 公 告

○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	5
○同	6
○土地改良区役員の退任の届出（同）	6
○道路位置の指定（建築課）	7

### 監査委員告示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	7
--------------------------	---

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第184号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年群馬県告示第255号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 邑楽郡邑楽町大字中野字谷中田133番の一部、134番の一部、135番の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
  - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
  - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

## ◎群馬県告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡下仁田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	120号	利根郡片品村大字鎌田字鎌田4078番の64地先から同郡同村大字菅沼字西原251番の5地先まで	前	9.0～17.6	727.4
			後	9.4～95.0	727.4

## ◎群馬県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	120号	利根郡片品村大字鎌田字鎌田4078番の64地先から同郡同村大字菅沼字西原251番の5地先まで	令和6年7月26日

## ◎群馬県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	401号	利根郡片品村大字須賀川字アゾウケ285番の7地先から同郡同村大字同字前田230番の1地先まで	前	8.4～14.0 12.0～46.0	455.0 440.0
			後	12.0～46.0	440.0

## ◎群馬県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において

一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	401号	利根郡片品村大字鎌田字鎌田4078番の64地先から同郡同村大字菅沼字西原251番の5地先まで	前	9.0～17.6	727.4
			後	9.4～95.0	727.4

◎群馬県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	401号	利根郡片品村大字鎌田字鎌田4078番の64地先から同郡同村大字菅沼字西原251番の5地先まで	令和6年7月26日

◎群馬県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	沼田檜枝岐線	利根郡片品村大字須賀川字前田230番の1地先から同郡同村大字同字アゾウケ285番の7地先まで	前	8.4～14.0 12.0～46.0	455.0 440.0
			後	12.0～46.0	440.0

◎群馬県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延 長メートル
県道	沼田檜枝岐線	利根郡片品村大字菅沼字西原251番の5地先から同郡同村大字鎌田字鎌田4078番の64地先まで	前	9.0～17.6	727.4
			後	9.4～95.0	727.4

◎群馬県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田檜枝岐線	利根郡片品村大字菅沼字西原251番の5地先から同郡同村大字鎌田字鎌田4078番の64地先まで	令和6年7月26日

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤城西麓	理 事	新 任	小川晶	前橋市前箱田町148番地3
	同	同	高橋幸一郎	利根郡昭和村大字糸井356番地
	同	退 任	堤盛吉	同 同 大字森下827番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤城北ろく	理 事	再 任	根津充	沼田市利根町二本松145番地
	同	同	星野好行	利根郡昭和村大字糸井6693番地
	同	同	石井清	同 同 大字貝野瀬4679番地
	同	同	須藤泰人	同 同 大字赤城原915番地1
	同	同	佐藤一男	同 同 同 1189番地12
	同	同	中里慎太郎	同 同 同 1302番地4
	同	新 任	林晴美	同 同 大字糸井6037番地2
	同	同	白木英幸	同 同 同 6229番地
	同	同	石井裕行	同 同 同 6575番地
	同	同	星野美樹	同 同 同 6747番地
	同	同	保坂秀登	同 同 同 6937番地3
	同	同	中村純子	同 同 大字赤城原727番地1
	同	同	鈴木伸幸	同 同 同 1003番地8
	同	退 任	小野和巳	同 同 大字糸井6006番地
	同	同	松井一夫	同 同 同 6517番地
	同	同	宮田進	同 同 同 7096番地
	同	同	七五三木清	同 同 大字赤城原1020番地
	同	同	諸田孝一	同 同 同 1063番地8
	監 事	再 任	飯塚忠男	同 同 大字糸井6670番地3
	同	同	西山英一	同 同 同 7237番地
同	新 任	七五三木健	同 同 大字赤城原1020番地	
同	退 任	徳江豊	同 同 大字糸井6274番地	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届

出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
境小此木東部	理 事	退 任	石原尚直	伊勢崎市境小此木715番地

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年7月26日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る 道路の種類	指定に係る 道路の位置	指定に係る道路 の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指 定 年 月 日
1	法第42条第1 項第5号に規定 する道路	北群馬郡榛東村大字山子 田字乙倉海戸383- 4、394-3	延長 97.94 幅員 4.91 ～5.01	群馬県指令前土第304-6号 令和6年6月10日
2	同	北群馬郡吉岡町大字北下 字畑中235-4	延長 19.11 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-8号 令和6年6月19日

**■ 監査委員告示**

◎群馬県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人兒島宏和の監査の事務を補助する者の氏名等を次のとおり告示する。

令和6年7月26日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 大和 勲  
同 川野辺 達也

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
田中（北原）陽子	群馬県甘楽郡甘楽町福島1337番地1	令和6年7月31日～ 令和7年3月31日
村越 芳美	群馬県高崎市江木町1040番地2テレスハラ403号	令和6年7月31日～ 令和7年3月31日
塚原 督成	群馬県高崎市東貝沢町4丁目2番地37	令和6年7月31日～

		令和7年3月31日
立見嘉章	群馬県高崎市上小島町309番地19	令和6年7月31日～ 令和7年3月31日
正田章倫	群馬県太田市藤久良町68番地15	令和6年7月31日～ 令和7年3月31日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---